

長崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の添付書類)

第2条 長崎市空家等対策の推進に関する規則（平成27年長崎市規則第99号。以下「規則」という。）第11条第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (6) 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置を記載したもの）
- (7) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し市長が必要と認める書類

(支援法人の指定の基準等)

第3条 市長は、規則第11条第1項の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 法第25条第3項又は第8条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 申請者及びその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団

イ 長崎市暴力団排除条例第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ウ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

エ 未成年者

オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

カ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

キ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(4) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に掲げる業務として適切なものであること。

(5) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

- (6) 市税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有していること。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年を経過する日までとする。

(連携事業者との連携)

第4条 支援法人は、その業務の履行に当たりリフォーム工事又は解体工事を施工する建設事業者、空家等の販売を行う不動産事業者等の第三者と連携する場合にあっては、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人（以下「連携事業者」という。）を優先して連携しなければならない。ただし、空家等の所有者、相続人その他空家等の管理又は運用を行おうとする者（以下「所有者等」という。）が連携事業者との連携を希望しない特別の事情がある場合においては、この限りではない。

(業務の変更)

第5条 支援法人は、指定を受けた支援法人としての業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が第3条第1項第4号の規定に該当すると認めるときは、業務変更承認通知書（第2号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(事業の報告)

第7条 規則第12条第1項の報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 事業年度開始前 事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類

(2) 事業年度終了後 収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類並びにその事業年度の相談件数、連携事業者及び当該連携事業者選定の理由を記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、事業年度中に市長からこれらの報告を求められた場合は、その時点の相談件数、連携事業者及び当該連携事業者選定の理由を記載した書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による報告の内容についての説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、支援法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなった場合

(2) 第6条の規定による業務の廃止の届出があった場合

(3) 不正な手段により指定を受けた場合

2 前項の規定による指定の取消しの通知の様式は、規則第24号様式の例による。

3 市長は、法第25条第3項の規定による指定の取消し又は前項の規定による指定の取消しの通知をしたときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び取り消した年月日を公示するものとする。

(所有者等関連情報の取扱い)

第9条 支援法人が、法第26条第2項の規定により提供を受けた所有者等関連情報を事業者等へ提供する場合は、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて法第26条第3項に規定する本人の同意を得なければならない。

2 支援法人は、所有者等関連情報を取り扱うに当たっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する内部規定を整備すること。
- (2) 業務従事者に対し個人情報の保護に関する教育研修を行うこと。
- (3) 情報セキュリティ対策を講じること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護のために必要な対策を講じること。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年6月13日）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

業務変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号

代表者の氏名

長崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

業務変更承認通知書

年 月 日付けの業務内容の変更申請について承認しますので、次のとおり長崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 変更予定年月日
- 4 変更前の業務内容
- 5 変更後の業務内容
- 6 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

業務廃止届出書

年 月 日

（あて先）長崎市長

名称又は商号

代表者の氏名

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、長崎市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	